

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和6年9月12日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	出 射 實	宮 本 英 美
由 喜 門 尊	藤 原 由 果	宇 津 木 康 文	石 黒 五 月
藤 原 和 正	大 森 茂 利	久 山 英 之	

4. 農地利用最適化推進委員

松 本 英 樹	大 河 原 律 夫	佐 藤 辰 也	時 岡 加 卓
---------	-----------	---------	---------

欠席委員

大 森 文 生	山 本 祐 章
---------	---------

5. 議事に参与した者

事務局長 青木 潔

事務局 藤原 将也

事務局 宗平 莉衣

6. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)

そ の 他

事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和6年度瀬戸内市農業委員会、第6
回総会を始めます。会長よろしくお願いします。

議長 （あいさつ）
皆様の適正な審査、よろしくお願いします。

事務局 長 ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち11名ということで、
瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立して
いることをご報告します。

議長 以降の議事の進行につきましては会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、議事録署名委員を指名させていただきます。本日の
署名委員に大森 茂利 委員、久山 英之 委員よろしくお願いします。
それでは、議題に入ります。第1号議案、農地法第3条許可申請につい
て、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料1頁目をご覧ください。第1号議案 農地法第3
条許可申請についてです。

【1番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。

農地の所在地「牛窓町鹿忍■■■■」。登記、現況地目いずれも「畑」。

面積「443㎡」。農地までの距離「200m」。耕作面積

「3,296㎡」。耕作者数「2名」。取得の理由は「増反」によるも
の。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転に
よるもので10aあたり■■ ■■円となっています。

【2番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。

農地の所在地「邑久町宗三■■■■」。登記、現況地目いずれも「畑」。

面積「249㎡」。農地までの距離「500m」。耕作面積は

「37,154㎡」。耕作者数「3名」。取得の理由は「増反」による
もの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移
転によるもので10aあたり■■ ■■円となっています。

【3番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■■」。

農地の所在3筆「邑久町福中598-1」。面積「423㎡」。

「邑久町福中600-1」。面積「306㎡」。

「邑久町福中600-2」。面積「128㎡」。

登記、現況地目「田」または「畑」。面積「857㎡」。農地までの距離「100m」。耕作面積は「12,813㎡」。耕作者数「5名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり無償となっています。

【4番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在地「邑久町福中■■■」。登記、現況地目いずれも「田」。

面積「2, 463 m²」。農地までの距離「100 m」。耕作面積

「16, 133㎡」。耕作者数「7名」。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権持分移転によるもので10aあたり無償となっています。

【5 番案件】

譲受人「東京都青梅市富岡３丁目１０８９番地１ 株式会社彩の榊 代表取締役 佐藤 幸次 農業」。

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在3筆「長船町磯上■■■」。面積「485㎡」。

「長船町磯上■■■」。面積「735 m²」。

「長船町磯上■■■」。面積「1,752m²」。

登記、現況地目いずれも「田」。面積「2, 972 m²」。農地までの距離「30, 000 m」。耕作面積「766, 246.26 m²」。耕作者数は「35名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■ 円となっています。

【6番案件】

議受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

議渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

農地の所在2筆「長船町福里■■■」。面積「29m²」。

「長船町福里■■■」。面積「83m²」。

登記地目「田」、現況地目「畑」。面積「112㎡」。農地までの距離「22,500m」。耕作面積「0㎡」。耕作者数は「4名」。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡の理由は「相手側の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■　■円となっています。

【7番案件】

讓受人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

讓渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

【8番案件】

譲渡人「■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。

「長船町八日市■■■」。面積「1, 142 m²」。

以上、説明を終わります。

議長 2 番案件から 4 番案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

議長 5 番案件について、時岡委員より説明をお願いします。

事務局 6 番案件については資料 6 頁をご覧ください。後ほど 5 条申請でもできますが、譲受人はたくさん農地を持っておりますが、現在は別の耕作者、法人に貸されております。この農地に関しては譲受人が取得して耕作されます。7 番案件は、譲受人はこの地区の前推進委員で、家の近所の農地で耕作する運びとなりました。8 番案件は、譲渡人が市外に出られていて管理できないから譲受人が取得しますということで話がまとまりました。

- 4 -

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第1号議案 農地法第3条許可申請の1番案件から8番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。
続きまして、第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料、5頁をご覧ください。第2号議案、農地法第5条許可申請について、ご説明します。

【1番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」

土地の所在「牛窓町鹿忍■■■■」。地目「畑」。面積「161㎡」。転用目的「倉庫」。施設の概要「倉庫 95.90㎡」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金「自己資金■■ ■■円」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転で10aあたり■■ ■■円、農用地区域外農地です。位置図は資料4頁をご覧ください。

【2番案件】

借人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。

貸人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。

土地の所在「邑久町山田庄■■■■」。地目「田」。面積「469㎡」。転用目的「一般住宅」。施設の概要「2階建 1棟 64.56㎡ 車庫 61.12㎡」。建ぺい率「26.70%」。農地区分10aあたり収量「第3種農地 米420kg」。資金「借入金■■ ■■円」。隣地への被害はありません。なお、使用貸借権設定、10aあたり無償、農用地区域外農地です。

位置図は資料5頁をご覧ください。邑久駅から西へ約100mに位置しています。

【3番案件】

譲受人「岡山市南区当新田444番地7 廃棄物収集処理業 株式会社 カロスアウラ 代表取締役 吉國 光和」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■■」。

土地の所在「長船町福里■■■■」。地目「田」。面積「898㎡」。転用目的「露天駐車場」。施設の概要「露天駐車場 898㎡」。農地区分10aあたり収量「第2種農地 普通畑」。資金「自己資金■■ ■■円」。隣地への被害はありません。なお、所有権移転10aあたり■■ ■■円、農用地区域外農地です。

位置図は資料6頁をご覧ください。給食調理場から南東に約50mに位置しています。

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1番案件について、松本委員より説明をお願いします。

松 本 委 員 1番案件について、譲受人は漁業をされており、海に近い漁業用の倉庫として使いたいとのことでの申請です。問題ありません。

議 長 続きまして、2番案件について、大河原委員より説明をお願いします。

大 河 原 委 員 2番案件について、借人、貸人は親子関係で、今回住宅を建てるということで、排水等も問題ありません。

議 長 続きまして、3番案件について、大森委員が欠席につき事務局より説明をお願いします。

事 務 局 3番案件について、申請地の東側に譲受人の事務所があり、事業敷地拡張ということで、以前賃貸借の一時転用で駐車場にしていた、今回は購入をするということです。

議 長 それでは、ただいまの第2号議案 農地法第5条許可申請につきまして、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第2号議案 農地法第5条許可申請の1番から3番までの案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ということで、承認します。

続きまして、第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案資料、6頁をご覧ください。

【第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第3号議案につきまして、報告承認とします。

それではその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事 務 局 今後の総会の予定については、10月の通常総会は、10月10日木曜日に瀬戸内中央公民館 1階 視聴覚室にて9時30分から開催予定で

議

長

す。11月の通常総会は11月12日火曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室にて9時30分から開催予定です。

他にご意見、ご質問はありませんか。

それではご意見もありませんので、これをもちまして、令和6年度9月の総会を閉会します。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和6年9月12日

議 長 藤 原 和 正

署名委員 大 森 茂 利

署名委員 久 山 英 之